

事 務 連 絡

令和4年12月26日

一般社団法人日本青果物輸出促進協議会 会長 菱沼義久 殿

農林水産省消費・安全局植物防疫課長

令和4年度インド向けりんご生果実の査察に係る費用の支払いについて

日頃より植物防疫行政への御理解と御協力を賜り、心より御礼申し上げます。

インド向けりんご生果実については、インド向けりんごの生果実輸出検疫実施要領（令和4年4月28日付け4消安第649号消費・安全局長通知。以下「通知」という。）の第8の1により、毎年の輸出時期の前にインド側植物防疫機関の検査官による査察を受けることとなっています。今年度のインド側植物防疫機関の検査官による査察は下記のとおり行われましたので、貴協議会におかれましては費用の支払い手続き方よろしくお願いいたします。

1. 査察の要請のあった都道府県

青森県

2. 費用の負担

通知第8の2により、インド側植物防疫機関の検査官の招へいに係る費用は、登録選果こん包施設、登録低温処理施設及び登録くん蒸処理施設（以下「関係者等」という。）が負担することとしています（別紙1）。負担額は登録申請のあった関係者等に応じて分担することとし、本年度の費用負担について当課から関係者の了解を得ています。

3. 金額の詳細

在インド日本大使館を通じてインド植物検疫当局から、日本側の査察費用負担は往復航空券及び国内旅費であり、派遣検査官への日当等の支払請求は無い旨連絡が

あった。

4. 査察の実施状況

査察検査官氏名：Vasudha Gautam

詳細は別紙2のとおり。

5. 査察結果

11月24日、査察の結果インド側から輸出が可能であると通知があった。

6. 支払い

貴協議会におかれましては、別紙1の関係者から集金頂きますよう願います。